

ライフサイクルアセスメント

20120425

循環型社会形成推進基本法
リサイクル法

- 環境にかかわる日本の法制度の整備
 - 1993年環境基本法制定＜環境基本計画＞
 - それ以前の法律：高度経済成長の公害対策
 - 高度成長の結果の公害に対応するもの
 - » これ以上、大気汚染を増やさないでおう、基準値を設けよう、罰則を与えよう。
 - ⇒次のステップへ
 - 90年代以降、どういう国づくりをしていくか、という観点から作られている。

• 循環型社会の形成推進のための法体系

枠組的法律

– 1993.11: 環境基本法

- 自然循環、社会の物質循環

– 2000.06: 循環型社会形成推進基本法

- (基本的枠組み法)
- 基本原則、国・地方公共団体、事業者、国民の責務、国の施策



- 2000.10 改正廃棄物処理法: 廃棄物の適正処理
- 2001.04 資源有効利用促進法: リサイクルの推進

個別法

• 個別物品の特性に応じた規制

- » 容器包装リサイクル法、建設リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法

- 循環という考え方
 - 高度経済成長期にはなかったもの
 - 作る→捨てる→...
 - 基本法で循環の考え方を謳う
⇒循環型社会形成推進基本法へ
 - 理念
環境負荷の低減と、持続的に発展可能な社会の構築
 - 目的
社会における物質の確保
 - 目標
大気・水質・土壌・地盤環境の保全、廃棄物・リサイクル対策、化学物質の環境リスク対策
 - 施策
理念実現の為、必要な措置を個別法で実施
 - 個別法：容器包装リサイクル法、建設リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法

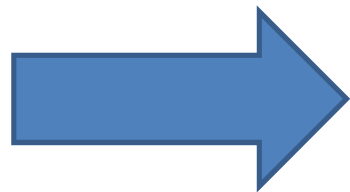
- 個別法の説明
 - 容器包装リサイクル法
 - 容器包装リサイクル法(1997)は循環型社会形成推進基本法より先に動いていた
⇒それをもうちょっと整えましょう、というので循環型・・・ができた。
 - 建設リサイクル法
 - 建造物の取り壊し等の取り決め
 - グリーン購入法
 - 国等は環境配慮商品の調達推進
 - 家電リサイクル法
 - 後述
 - 食品リサイクル法
 - 後述
 - 自動車リサイクル法
 - 自動車の廃棄のためにリサイクル件が必要になる。(新車ならばついてくる)
- ⇒今後も新たなものが出てくるかもしれない。

- 循環型社会形成推進基本法案の趣旨

- H12. 4 環境庁

- 国が直面している課題、重要な課題
 1. 廃棄物の発生量の高水準での推移
 2. リサイクルの一層の推進
 - リサイクル率
一般廃棄物10%、産業廃棄物42%
 3. 廃棄物処理施設の立地の困難性
 - 最終処分場の残余年数
一般廃棄物8. 8年、産業廃棄物3. 1年
 4. 不法投棄の増大
 - 不法投棄の件数がH10年:1273件(H5年の倍)

- 大量生産・大量消費・大量廃棄物の経済社会から脱却
 - ⇒「生産→流通→廃棄」で物質の効率的な利用リサイクルの推進
 - ⇒資源の消費抑制、環境への負荷軽減



循環型社会形成が急務
そのための基本的枠組みとなる法律の制定

- 他国対比

- 一般廃棄物排出量の国際比較

- 2009年

- 日本：年間約5000万t⇒一人当たり400kg

- アメリカ：年間約2億t⇒一人当たり700kg

- 欧米と比較しても一人当たりの年間排出量を見るとスウェーデン、ドイツに比べても少なく、日本は優秀

- 家庭ごみ全体に占める容器包装廃棄物
 - 重量比と容積比で見る
 - 重量比: 容器包装は1/4
 - 容積比: 容器包装は2/3
- 市町村の素材ごとの分別収集実績
 - 紙容器包装、プラスチック製容器包装
⇒どこの自治体もうまくできていない。
 - ガラス、ペットボトル、缶類はできている。
 - 松本キャンパス内でも容器包装プラスチックは分別状況悪い

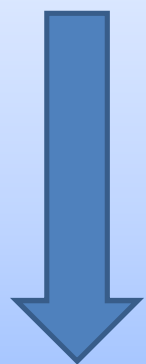
• 循環型社会の構築

改正廃棄物処理法	資源有効利用促進法
廃棄物の適正処理	副産物の発生抑制・リサイクル
廃棄物処理施設の設置規制	再生資源・再生部品の利用
廃棄物処理業者に対する規制	3R(リデュース・リユース・リサイクル)に配慮した設計・製造
廃棄物処理基準の設定	分別回収のための表示
不適正処理(不法投棄)対策	使用済み製品の自主回収・再資源化

業者のところに最後は戻ってくる

Reduce(廃棄物の発生抑制) Reuse(再利用) Recycle(再資源化)

廃棄物処理やリサイクルの優先順序(循環型社会形成推進基本法)



- ①リデュース
- ②リユース
- ③リサイクル
- ④熱回収(サーマルリサイクル)
- ⑤適正処分

ゴミ処理場の近くに温水プールとか多いのはそういうこと。

- 資源有効利用促進法の概念図

- － 一般廃棄物の内訳

- 約30%: 生ごみ
 - 約25%: 紙
 - 約25%: 容器包装
 - 約10%: 自動車
 - 約2%: 家電製品

個別法で対応。
有効利用促進。

※ 今後は衣料品(約2%)も出るかも

- － 産業廃棄物の内訳

- 建設業 ⇒ 建設資材リサイクル法
 - 農業 ⇒ 家畜排せつ物法
 - 食品業 ⇒ 食品リサイクル法
 - 化学工業等 ⇒ ほとんどが既にISO取得済。
ゼロエミッション。

- 家電リサイクル法

- テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン
- リサイクル工場へ戻る
 - リサイクルプラントで分解
 - その手間賃が回収費用
 - Aグループ:既存の施設(松下、東芝)
 - Bグループ:新規のプラント

- 食品リサイクル法

- 売れ残り、食べ残し
- 誠三、加工、調理の過程において生じた屑

- 対象事業者

- 食品メーカー、デパート、スーパー、レストラン、ホテル、結婚式場等

- 基本的方向

1. 製造工程改善⇒原材料ロス削減
2. 流通過程における品質管理の高度化、配送および保管の方法改善による食品廃棄防止
3. 受発注管理高度化
4. 価格設定の工夫、仕入れ・販売方法の改善による売れ残り削減
5. メニュー、盛り付け等の工夫で食べ残し削減

- 現状

- 食品製造業では高い再生利用等の実施率
- 食品小売業は低迷

- 理由

- フランチャイズチェーン事業者が抜けていた
個別のオーナーでは基準量達しないから

- 改正食品リサイクル法

1. フランチャイズチェーン事業者に対する規制強化

- 直営店、加盟店含め、本部機能を有する部署が一つの事業者とみなされる

2. 発生量100t以上の多量排出業者に対する定期報告の義務化

- まとめ

- 使い捨て社会 ⇒ 循環型社会
- 循環型社会の法律